

有共第 2 1 号共同漁業權行使契約書（案）

有共第 2 1 号共同漁業權管理協議会

## 有共第21号共同漁業権行使契約書（案）

荒尾漁業協同組合、熊本北部漁業協同組合、岱明漁業協同組合、滑石漁業協同組合、大浜漁業協同組合、横島漁業協同組合、河内漁業協同組合、松尾漁業協同組合、小島漁業協同組合、沖新漁業協同組合、畠口漁業協同組合、海路口漁業協同組合、川口漁業協同組合、住吉漁業協同組合、網田漁業協同組合、三角町漁業協同組合（以下それぞれの組合を合して「共有組合」という。）が共有する有共第21号共同漁業権（以下「共有漁業権」という。）の管理及び行使について次のとおり契約する。

第1条 共有漁業権の管理及び行使については、法令、法令に基づく処分、入漁契約、その他特別の定めがあるもののほか、この契約並びにこの契約に基づき各共有組合が定める共同漁業権行使規則によるものとする。

第2条 共有組合間において、共有漁業権の円滑なる管理及び行使を図るため、有共第21号共同漁業権管理協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、当該漁業協同組合の組合長を委員として組織する。
- 3 協議会の運営について必要な事項は、協議会の会長が協議会に諮って定める。

第3条 各共有組合は、この契約に基づくそれぞれの共同漁業権行使規則の制定に当たっては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 有共第21号の内容となっている漁業を営む権利を有する者は、共有組合の組合員の中から定めなければならないものとする。
- (2) この共有漁業権の内容である漁業を営むに当たって、行使統数、行使区域、その他漁業の方法等は、各共有組合ごとにそれぞれ別表に掲げる範囲内とする。
  - 2 前項の規定にかかわらず、各共有組合の組合長は、水産動植物の繁殖保護、漁場環境の維持保全又は漁業調整上必要と認めるときは、各共有組合の理事会の承認を得たうえで、協議会の承認を得て、漁業の方法等を制限することができる。
  - 3 共有組合は、組合員の中から共有漁業権の内容となっている漁業を営む者を決定するときは、理事会の承認を得た上で、協議会の承認を受けなければならない。
  - 4 前項の承認を協議会がしたときは、会長が共同漁業権行使承認証（別記様式）を発行するものとする。

第4条 各共有組合又はその組合員が、この契約書の内容並びに協議会で決定した事項（以下「義務事項」という。）に違反し、又は違反しようとした場合には、協議会は、当該組合又は当該組合員に対し、義務事項を履行するように指示することができる。

- 2 前項の指示を受けた組合又は組合員が、その指示に従わなかったときは、当該組合又は当該組合員は、義務事項に違反したことによって他の組合が受けた損害を弁償しなければならない。
- 3 第1項に規定する義務事項違反の内容が、共有漁業権の管理及び行使に著しく影響を及ぼすと認められるときは、協議会は第3条に規定する事項を制限することができる。

第5条 組合員が、有共第21号の内容となっている漁業に関する法令、法令に基づいてする行政庁の処分、またはこの契約に違反した事実があるときは、会長はその内容を協議会に報告し、当該漁業者に対する措置を決定する。

第6条 この契約の変更及び廃止については、協議会においてその案を作成し、各共有組合において、それぞれの総会の議決を経なければならない。

第7条 この契約は、各共有組合においてそれぞれ総会の議決を経なければ、その効力を生じない。

第8条 この契約の有効期間は、共有漁業権の免許の存続期間とする。

第9条 この契約に疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、各共有組合協議のうえ解決するものとする。

この契約の成立を証するため、本書16通を作成し、各共有組合それぞれ記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

住 所 荒尾市荒尾27  
荒尾漁業協同組合  
代表理事組合長 西川幸一 印

住 所 玉名郡長洲町大字長洲3328-20  
熊本北部漁業協同組合  
代表理事組合長 上田浩次 印

住 所 玉名市岱明町浜田883  
岱明漁業協同組合  
代表理事組合長 廣田義治 印

住 所 玉名市滑石1683  
滑石漁業協同組合  
代表理事組合長 橋本 孝 印

住 所 玉名市大浜町 2376  
大浜漁業協同組合  
代表理事組合長 木山義人 印

住 所 玉名市横島町横島 4506-2  
横島漁業協同組合  
代表理事組合長 大野 稔 印

住 所 熊本市西区河内町船津 2222-11  
河内漁業協同組合  
代表理事組合長 潮崎 武 印

住 所 熊本市西区西松尾町 4411  
松尾漁業協同組合  
代表理事組合長 宮本英治 印

住 所 熊本市西区小島下町 3634-2  
小島漁業協同組合  
代表理事組合長 吉本勢治 印

住 所 熊本市西区冲新町 3937  
冲新漁業協同組合  
代表理事組合長 井手順雄 印

住 所 熊本市南区畠口町 791-2  
畠口漁業協同組合  
代表理事組合長 澤村開朗 印

住 所 熊本市南区海路口町 410  
海路口漁業協同組合  
代表理事組合長 槌田栄一 印

住 所 熊本市南区川口町 3013-4  
川口漁業協同組合  
代表理事組合長 藤森隆美 印

住 所 宇土市住吉町 875  
住吉漁業協同組合  
代表理事組合長 山本敬一 印

住 所 宇土市長浜町 508-4  
網田漁業協同組合  
代表理事組合長 浜口多美雄 印

住 所 宇城市三角町大字三角浦 1160-153  
三角町漁業協同組合  
代表理事組合長 田代龍也 印

有共第21号共同漁業権行使契約書 別表

第1種共同漁業

漁業の名称	組合別統数	区 域	期 間	操業方法等
たいらぎ 漁業 さるぼう(もがい)〃 たこ 〃 あかがい 〃 つめたがい 〃 うみたけ 〃 にし 〃	各共有組合 の組合員 数の範囲内	有共第 21号 の漁場 区域内	・たいらぎ 10月1日から 翌年5月31日 まで ・その他 1月1日から 12月31日まで	制限せず

第2種共同漁業

漁業の名称	組合別統数	区 域	期 間	操業方法等
あんこう網 漁業	協議会で調 整がついた 統数の範囲 内	有共第 21号 の漁場 区域内	1月1日から 12月31日ま で	制限せず
かにかし網 漁業 (昼間操業)	同 上	同上	5月1日から 11月30日ま で	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用漁具数は1統とする。</li> <li>・網具の全長は1,200m以下とする。</li> <li>・網地は一重とする。</li> <li>・網目は12cm以上とする。</li> <li>・網文は3.5m以下とする。</li> <li>・日没時から日出時まで操業してはならない。</li> </ul>

漁業の名称	組合別統数	区 域	期 間	操業方法等
かにかし網 漁業 (夜間操業)	協議会で調 整がついた 統数の範囲 内	別紙に 示す漁 場区域 内	5月1日から 10月15日ま で	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用漁具数は1統とする。</li> <li>・網具の全長は1, 200m以下とする。</li> <li>・網地は一重とする。</li> <li>・網目は12cm以上とする。</li> <li>・網丈は3.5m以下とする。</li> <li>・午前10時から午後5時までは操業してはならない。</li> <li>・操業時は、漁具の両端に水面上1.5m以上の高さに所属組合名の頭文字及び組合の一連番号(一文字の大きさ一辺5cm以上)を記載した標旗(白地に黒字の旗、大きさ40cm×40cm)を掲げなければならない。</li> </ul>
雑魚かし網 漁業	同 上	有共第 21号 の漁場 区域内	1月1日から 12月31日ま で	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用漁具数は1統とする。</li> <li>・網具の全長は1, 500m以下とする。</li> <li>・網目は6cm以上とする。</li> <li>・網丈は3.6m以下とする。</li> </ul>

別記様式

承認番号第 号				
共同漁業権行使承認証				
漁業協同組合				
住所				
氏名				
年 月 日生				
1	漁業権番号	有共第21号共同漁業権		
2	漁業の名称	第 種共同漁業	漁業	
3	操業区域			
4	漁業時期	月 日から	月 日まで	
5	承認期間	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで	
6	使用船舶			
	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類
7	使用漁具			
	規 格	規 模 (統数)		
8	従事者			
	住所 氏名			
9	条件			
	令和 年 月 日			
	有共第21号共同漁業権管理協議会 会 長 印			

別 紙

有共第21号 にかかし網漁業（夜間操業） 操業区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、イを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- A 熊本県漁場基点有第1号（熊本県と福岡県との境界標柱）から竹崎島夜灯鼻灯台を見通した線上4, 050メートルのところ
- B 熊本県漁場基点有第3号（荒尾市牛水と玉名郡長洲町との海岸堤防における境界付近に設置されたコンクリート標柱）
- C Bと玉名郡肥後長洲港西防波堤灯台を見通した線からBを基点として右へ73度30分・2, 250メートルのところ
- D 熊本県漁場基点有第5号（玉名郡新川港北側防波堤突端中央下部から1.15メートルのところ）と熊ノ岳山頂を見通した線から同基点を基点として右へ93度28分・2, 672メートルのところ
- E 熊本県漁場基点有第5号と熊ノ岳山頂を見通した線から同基点を基点として右へ103度・5, 845メートルのところ
- F 熊本県漁場基点有第9号（玉名市と玉名市横島町との旧海岸堤防における境界「明辰川船留堤防上の標注」）と熊ノ岳山頂を見通した線から同基点を基点として右へ138度40分・8, 000メートルのところ
- G 熊本県漁場基点有第9号から熊ノ岳山頂を見通した線から同基点を基点として右へ73度15分の線がHからIを見通した線と交わるころ
- H 熊本県漁場基点有第10号（玉名市と熊本市との海岸堤防における境界から同堤防沿いに北東へ352メートルのところ）と熊ノ岳山頂を見通した線から同基点を基点として右へ122度39分の線が唐人川右岸堤防と交わるころから上天草市湯島山頂を見通した線上5, 400メートルのところ
- I 熊本県漁場基点有第10号から唐人川左岸堤防沿いに南西へ3, 523メートルのところHの唐人川右岸堤防の点とを結んだ線の中央点
- イ 熊本県漁場基点有第1号から竹崎島夜灯鼻灯台を見通した線上9, 000メートルのところ
- ロ イとAを結んだ線とハとニを結んだ線の延長線との交点
- ハ 熊本県漁場基点有第1号と竹崎島山頂を見通した線から同基点を基点とし右へ349度・7, 690メートルのところ
- ニ 熊本県漁場基点有第1号と竹崎島山頂を見通した線から同基点を基点として右へ338度・7, 965メートルのところ
- ホ BとCを結んだ線の延長線とリとFを結んだ線の延長線との交点
- へ BとCを結んだ線の延長線とトとチを結んだ線の延長線との交点
- ト DとFを結んだ線上Fから1, 700メートルのところ



チ Gとりを結んだ線上りから2, 500メートルのところ

リ 熊本県漁場基点有第9号から熊ノ岳山頂を見通した線から同基点を基点として右へ  
105度15分・8, 800メートルのところ

ヌ 熊本県漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁  
に沿って南西へ500メートルのところ)と三角岳山頂を見通した線から同基点を基点  
として右へ55度47分・13, 545メートルのところ

